

十二日 會社出入商人中村善之助氏は正義團の名を以て爭議排撃の宣傳ビラを頒布しつゝありしが野田町長、野田商議銀行支配人等の共鳴者を得たるを以て、本日本志約七〇名消防組本部に集合協議の結果「正義に立脚し町保安維持の爲め團結して活動すること」に決定團體の名稱を正義團とし高梨忠八郎氏(商議銀行支配人)を團長に推薦した。

爭議團に於ては野田劇場及び野田キネマの二ヶ所に於て會社糾強演說會を開催、小岩井相助氏の開會の辭に次ぎ爭議團幹部河口源太郎氏外八名の辯士交々爭議發生以來の會社側並に正義團の態度等に付糾纏を試みたが、暴徒の亂入に依り會場混亂に陥り檢束者一九名を出した。

十三日 東葛飾郡行徳町所在第十六工場は本日より社員十名を以て應急作業を開始した。

十四日 爭議團に於ては福田村字木ノ崎に於て爭議真相發表演說會を開催幹部野澤兼吉氏等の演說があつた。

尙、「會社の偽ビラより一足先に」及び「十七工場ノ工具逃走」なるビラを、會社側は爭議切崩しの宣傳ビラを頒布した。

十五日 會社側は依然爭議團の切崩しに全力を傾注しつゝありしが、復歸者二三名、人夫三九名、應接社員一四名、夜警夫二〇名、流山味淋工場工員八名其他雜役夫を加へ計一一四名を得たるを以て明十六日より第九工場の作業を開始することに決した。

十六日 會社は復歸職工其他を以て第九工場の作業を開始すると共に色々の方法を以て爭議團の切崩しに努め來る二十日迄を第一期とし同日迄の復歸者に對しては罷業開始以來本月十五日迄の日給の八割を支給することを好評として勸誘に着手した。

正義團に於ては幹部會を開催し綱領、宣言等決定せる外宣傳印刷物を撤布する等漸次爭議團に對し對抗的行動を採るに至つた。

十七日 爭議團に於ては幹部の不在に乘じ會社が切崩運動を開始したるに對し之が防禦策として關東鐵道労働組合關係各支部に「應援頼ム」との電報を發し青堀支部、川口支部、佐野支部、市川支部、八幡支部、藤岡支部、大間々支部等より來援を求め各委員會集會所に對し激動的注意を爲して結束に努め一面委員長會議を召集し團員中購買組合の支拂に困難なるものに對しては當分の間各委員會に於て責任支拂を爲す事及び團員中生活困難なる者に對しては本人の申出により強制貯金中より一口二十圓宛の拂戻を承認することとした。

十八日 各委員會に於て拂戻所要額調査の上野田郵便局に對し拂戻方申出た。

十九日 會社は本日第十五工場の作業を開始した。

爭議團に於ては會社の種々なる切崩運動に對し要切防止を確實ならしむる爲め各委員會集會所を野田劇場及労働學校の二ヶ所に合併し事情の許す限り團員を同所に宿泊せしめることとし、更に又各委員會毎に契約書を作製連署を爲さしめた。

契約書

私儀爭議中行方を晦まし或は野田醬油株式会社第一乃至第十、第十二乃至第十六の各工場に入場作業に従事したるときは爭議費用の内金五百圓を辨償すべきことを連署調印の上契約候也仍て後日の爲契約證書差上候也

昭和二年十月

野田支部代表 小岩井相助殿

氏 名

二十日 爭議團員は午前十二時頃梅郷村江戸川堤防に參集し團長小岩井相助氏より制限事項其他の注意あり、第一工場委員會より第十工場委員會に至る二十隊約一千五百名は隊伍を組み野田町愛護團に至る間示威運動を行つた。

二十一日 會社側は爭議團切崩の爲め店員二名乃至三名を一組とした左記出勤勸誘の要旨を印刷に附し、各方面共同一步調を以て目的貫徹に努めることとなつた。

出勤勸誘の要旨

- 一、就業出來ざる爲め家計困難前途不安に對する慰藉。
- 二、一般穩和者に對しては會社は出來る限り早く就業せしめたま希望なること。
- 三、正義に醒めたる士多數入場第十七工場の外第三、第九、第十五の各工場は既に作業を開始し居ること。
- 四、今月二十日迄に入場就業せし者は罷業中なりし九月十六日以降十月十五日に至る三十日間の日給十分の八を支給せられ、今後の入場者に對しても幾分か支給せらるべき筈に付一日も早く本店なり工場なり便宜の所へ其の旨申出べきこと。